

議案第四十三号

三朝町消防賞じゆう金条例の一部改正について

別紙のとおり三朝町消防賞じゆう金条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和四十三年三月十四日

三朝町長 坂 出 雅 己

昭和四拾参年参月露式日 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄

三朝町条例第 号

三朝町消防賞じゆつ金条例の一部を改正する条例

三朝町消防賞じゆつ金条例（昭和二十九年三朝町条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条 見出し及び同条第一項中「種類及び金額」を「種類及び額」に改め、同条第一号中「この金額は百万円以下」を「この額は二百万円以下」に、「功績の程度及び扶養家族」を「功勞の程度及び扶養親族」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 障害者賞じゆつ金

この額は、二百万円以下とし、功勞の程度、障害の等級及び扶養親族の状況によつて定める。障害は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第百三十五号。以下「政令」という。）別表第二に定める第一級から第八級までの身体障害とする。

第四条中 「労働基準法施行規則第四十二条乃至第四十四条」を「政令第九条及

び第九条の二第二項」に改める。

別表を次のように改める。

別表第一

殉職者賞じゆつ金

功勞の程度による支給額	金額
(一) 特に抜群の功勞があり他の模範となると認められるもの	三〇〇〇〇〇〇円
(二) 抜群の功勞があり他の模範となると認められる者	一五〇〇〇〇〇円
(三) 特に顯著な功勞があると認められるもの	一、二五〇〇〇〇円以下 七五〇〇〇〇円以上
(四) 多大な功勞があると認められる者	五〇〇〇〇〇円

扶養親族の状況による増額

1 (一)から(四)までに該当する者については、扶養親族が二人以上あるときは、一人をこえる扶養親族五人まで、一人につき五〇〇〇〇円を加算する。

2 賞じゆつ金の支給をうける遺族が政令第九条第一項第三号又は第四号に掲げる者である場合においては、前項に定める額の二分の一に相当する額以内の額を減額することができる。

別表第二

障害者賞しゅつ金

功勞の程度 障害の等級	功勞の程度及び障害の等級による支給額		
	(一) 抜群の功勞があり 他の模範となると 認められる者	(二) 特に顯著な功勞があると 認められる者	(三) 多大な功勞があると認められる者
第一級	1,500,000 円	1,000,000 円	500,000 円
第二級	1,350,000 円	800,000 円	450,000 円
第三級	1,200,000 円	600,000 円	300,000 円
第四級	1,050,000 円	400,000 円	200,000 円
第五級	900,000 円	300,000 円	150,000 円
第六級	825,000 円	250,000 円	125,000 円
第七級	750,000 円	200,000 円	100,000 円
第八級	600,000 円	100,000 円	50,000 円

功勞の程度又は扶養親族の状況による増額

1 特に、抜群の功勞があり、他の模範となると認められる者であつて障害の等級が第一級に該当するものについては、第一級の最高額に五〇〇、〇〇〇円を加算することができる。

2 1に該当する者以外の者で扶養親族が二人以上あるときは、一人をこえる扶養親族五人まで、一人につき、(一)に該当する者については四〇、〇〇〇円、(二)に該当する者については三〇、〇〇〇円、(三)に該当する者については二〇、〇〇〇円を加算する。

備考

1 障害の等級は、政令別表第二に定める障害の等級による。

2 障害の等級及び金額の決定については、政令第六条第二項から第五項（第三項第一号を除く。）までの規定の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。